

ご 案 内

GoToトラベルキャンペーン・「第三者機関」ご利用について

GoToトラベルキャンペーン（以下、キャンペーンという）において、海の京都DMOを第三者機関として利用することを希望される際の要件等についてご案内いたします。

必ずお読みいただきご理解いただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。

合わせてキャンペーン公式サイト（<https://goto.jata-net.or.jp/>）も必ずご確認ください。

▽ 海の京都 DMO は、「第三者機関」として登録いたしました

キャンペーンにおいて、宿泊事業者が旅行会社や OTA を介さず直接予約受付による販売を希望する場合は、「第三者機関（※）」を利用することが条件です。旅行会社や OTA のみを利用する場合は第三者機関の利用は必要ありません。

（※）「第三者機関」とは…「宿泊事業者が直接受けた予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関」です。

▽ ご利用いただけるのは海の京都 DMO 各地域本部の会員です

「第三者機関」利用は、海の京都 DMO 各地域本部（※）の会員に限らせていただきます。利用を希望される場合は、所定の申込用紙（別添）により各地域本部へお申し込みください。

会員以外で利用を希望される場合は、宿泊施設が所在する市町の地域本部にご相談ください。

（※）地域本部・連絡先

福知山市観光協会	Tel0773-22-2228	舞鶴市観光協会	Tel0773-77-5900
綾部市観光協会	Tel0773-42-9550	天橋立観光協会	Tel0772-22-8030
京丹後市観光公社	Tel0772-72-6070	伊根町観光協会	Tel0772-32-0277
与謝野町観光協会	Tel0772-43-0155	海の京都 DMO 総合企画局	Tel0772-68-5055

▽ キャンペーンに参加する場合は宿泊事業者としての登録が必要です

キャンペーンへの参加を希望する場合は、「宿泊事業者」登録が必要です。

登録はキャンペーン公式サイト専用フォームから（もしくは郵送で）行います。この登録申請の際に「第三者機関」として、「一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社」を記入してください。

▽ 地域本部が請け負う業務は、予約・宿泊情報の保管等です

地域本部が第三者機関として請け負う業務は以下のことに限ります。なお費用は無料です。

- ・ 予約情報および宿泊情報の保管
- ・ 予約情報および宿泊情報のキャンペーン事務局への提出

※上記以外の手続きや問い合わせについては、海の京都 DMO 地域本部および総合企画局では対応

いたしかねますのでご了承ください。

▽ 宿泊事業者が行う業務について【重要】

宿泊事業者は、以下のことをすべて行っていただく必要があります。

ア. 予約情報および宿泊情報の記録（紙・電子データいずれも可）

イ. 予約情報および宿泊情報の地域本部への提出

- ・提出先は、会員になっている地域本部です。毎月 15 日までに前月分をまとめて提出してください。提出方法は、「郵送」または「持ち込み」とします。

※地域本部から提出様式の指定や提出情報の確認・訂正、書類の再提出などを指示することがあります。

ウ. キャンペーン事務局から配分された「給付枠」の管理

- ・割引できるのは給付枠の範囲内です。

エ. 給付金の申請手続き ※詳細はキャンペーン公式サイト参照

- ・月次報告書、実績内訳シート、月次請求書等の作成およびキャンペーン事務局への提出。

オ. キャンペーン事務局とのやりとり（問い合わせ等）

◆手続き・業務の流れ【例】

	手続き・業務	説明
↓	第三者機関利用申請	・海の京都 DMO 地域本部へ所定の申込書にて申し込む。
	宿泊事業者登録	・キャンペーン公式サイトから申し込み。（郵送も可）
	登録承認	・宿泊施設ごとに給付金額の枠「給付枠」が設定されます。
	サービス開始	・自社予約サイトや電話予約に対し宿泊商品を 35%割引で販売。※9 月 1 日以降は「地域共通クーポン券」の配布業務が追加になります。
	給付金の申請	・キャンペーン事務局への月次報告と月次請求手続き。 ※メールでの報告・申請となっています。メールができる環境が必要です。
	予約・宿泊情報の提出	・第三者機関へ予約・宿泊情報を提出します。※毎月 15 日までに前月分を郵送もしくは持ち込んでください。
	給付金入金	・申請内容と第三者機関の情報を突合後、入金。

* キャンペーン実施期間: 令和 2 年 7 月 22 日～令和 3 年 1 月 31 日 (2/1 チェックアウトまで)

* 「給付枠」到達次第販売終了（給付枠が不足した場合は追加申請を受け付けることとなっていますが、その内容については未発表です。※8 月 10 日時点）

◇◇◇◇ 宿泊事業者に代わり給付金の申請を行う第三者機関があります ◇◇◇◇

宿泊事業者に代わり、給付金の申請を行う第三者機関があります。以下を参考にしてください。

第三者機関登録承認リスト：キャンペーン公式サイト

https://biz.goto.jata-net.or.jp/common/pdf/20200803_1800_ldgingtderthpersonorgans.pdf

給付金手続き等を自ら行うことが難しいなどの場合には、旅行業者や OTA のほか宿泊事業者に代わり給付金申請を行う第三者機関を利用することをご検討ください。

※手数料等が発生する場合があります

注意事項

8月24日現在、宿泊事業者や第三者機関が行わなければならない手続きの内容の詳細や提出書類の様式等、地域共通クーポンの取り扱い方法などについてキャンペーン事務局から発表されておらず未確定です。必ず公式サイト等で最新情報を確認してください。

▽ その他

- ・利用を中止したいときは海の京都 DMO (TEL0772-68-5055) にご連絡ください。

◆問い合わせ先

キャンペーン・給付申請に関すること

GoToトラベルキャンペーン事務局

TEL0570-017-345 (受付時間 10:00~19:00 年中無休)

TEL03-3548-0525 (受付時間 10:00~17:00 土日祝・年末年始休)

第三者機関に関すること

海の京都 DMO 総合企画局

TEL0772-68-5055 (受付時間 8:30~17:15 土日祝・年末年始休)

書類（第三者機関利用申込、予約・宿泊情報）の提出先

- ▶福知山地域本部（福知山市観光協会） 〒620-0045 福知山市駅前町 439
TEL0773-22-2228
- ▶舞鶴地域本部（舞鶴市観光協会） 〒625-0080 舞鶴市字北吸 1039-2
TEL0773-77-5900
- ▶綾部地域本部（綾部市観光協会） 〒623-0066 綾部市駅前通り東石ヶ坪 11-4
TEL0773-42-9550
- ▶天橋立地域本部（天橋立観光協会） 〒626-0001 宮津市字文珠 314-2
TEL0772-22-8030
- ▶京丹後地域本部（京丹後市観光公社） 〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後
TEL0772-72-6070
- ▶伊根地域本部（伊根町観光協会） 〒626-0423 与謝郡伊根町字平田 491
TEL0772-32-0277
- ▶与謝野地域本部（与謝野町観光協会） 〒629-2403 与謝郡与謝野町加悦 1060 旧加悦町役場
TEL0772-43-0155

★令和2年8月24日現在の情報を元に作成しています。公式サイト等で最新の情報を確認いただくか、下記にお問い合わせください。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）

〒629-250 京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎 TEL0772-68-5055 FAX0772-68-5056